

沖縄事業再生

3月理事会・勉強会のご案内 (第74回)

2016年3月4日
沖縄事業再生研究会
代表理事 竹下勇夫、与世田兼稔

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室
日 時：2016年3月8日(火) 18:00~20:00

(理事会) 18:00~18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

(勉強会) 18:10~20:00

【テーマ】

倒産 ADR の現状と課題

講 師： 中島弘雅氏 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【講演等の概要】企業が倒産状態に陥った場合、そのまま放置しておく、①債権者間の平等を確保できない、②債務者による詐害行為・偏頗行為が行われていた場合に、逸出した財産を回復できない、③整理屋等が倒産事件に関与してくるおそれがある等の問題が生じがちである。そのため、現在、破産、特別清算、民事再生、会社更生という4種類の法的整理(倒産)手続が整備されている。しかし、法的整理手続は、仮にそれが企業の再建を目指すものであっても、多かれ少なかれ債務者企業に「倒産」という烙印を押しその再建を困難にするという要素を抱えている。特に法的整理手続が申し立てられると、原則として商取引債権者等を含むすべての債権者が手続に拘束され、従来通りの弁済が受けられなくなる結果、債務者企業の事業価値が毀損されるといった指摘がなされてきた。そのため、近時、金融機関等の金融債権者のみを対象とし、商取引債権者には弁済を継続できる私的整理のメリットが見直される中、公正な私的整理を担保するため、倒産 ADR すなわち「制度化された私的整理」の手続が整備され、活用されている。なぜ倒産 ADR が注目されているのかというと、簡易迅速性、柔軟性、秘密保持性に加え、当該企業の事業価値の毀損を防ぐことができるという点で法的整理手続にはないメリットがあるためである。倒産 ADR には、介入する中立的第三者の設営者ないし運営者の属性に応じて、①民間型、②行政型、③司法型の3類型があるといわれる。今回の講演では、この3つの倒産 ADR の現状と課題についてお話したいと考えている。

【講師ご紹介】

1954年3月10日、兵庫県生まれ。2004年より現職。事業再生研究機構理事、事業再生実務家協会理事、ABL協会顧問等を兼ねる。

(紹介者：沖縄国際大学准教授 上江洲純子氏)

沖縄事業再生研究会(事務局)
日本公認会計士協会沖縄会
E-mail: okinawa@sec.jicpa.or.jp
k.yamanoha@sec.jicpa.or.jp

Tel 951-1820 Fax 951-1833
(担当：山入端)

当日連絡先：090-8762-5569 (山内)